

議 案 第 5 1 号

平成26年度栗山町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度栗山町住宅団地造成事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1.住宅団地造成事業費	1.住宅団地造成事業費	朝日4丁目住宅団地造成事業	33,778